

第
1987
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 2月13日 水曜日

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

海外で支払った医療費

Q : 長女が大学の夏休みにカナダへ短期留学をした際、現地で交通事故に遭いました。現地の病院に支払った医療費や、看護のため英語の話せる長男が渡航した費用は、医療費控除の対象になりますか。

A : 現地の病院に支払った医療費は控除の対象になりますが、長男の渡航費用は対象になりません。

【解説】

医療費控除の対象となる医師又は歯科医師による診療又は治療の対価には、日本国内における医師等による診療等の対価だけでなく、外国の医師等に対して支払ったものも含まれると考えられています。したがって、現地の病院に支払った医療費については、医療費控除の対象となります。

しかし、看護のため英語の話せる長男が渡航した費用については、医療費控除の対象にはなりません。療養上の世話を受けるために、付添婦として特に依頼した人に支払った費用であれば、医療費控除の対象となりますが、親族などの本来労務の提供の対価を前提としない者に対して支払う対価は、医療費控除の対象とはされていないからです。

ところで、外国で治療を受けた時の治療費の支払いは、その国の通貨(外貨)ですが、これが一般的ですから、これを邦貨に換算しなければ医療費控除額の計算ができませんが、その方法については、治療費を支払った日の外国為替の電信売相場(TTS)によって円換算した金額を支払った医療費の金額とします。

